

法改正による修正並びに誤植訂正です。

◇ P15 右下「はりきりゴロ合わせ」

親友の桜井 教授は、 婿養子

「桜井」と~~錯~~誤 を削除

◇ P16 右下「はりきりゴロ合わせ」

[善意の第三者に対抗できないもの]

税務申告は今日以外ダメ!

とゆうか、新居からじゃダメ。

↓

↓

↓

↓

善意無過失・・・強迫以外対抗

善意有過失 心理留保と虚偽表示・・・対抗できない

できない

◇ P69 一発合格その② 下の※文面

※請求・免除・事項は、2020年施行の法改正で絶対効から外された。

↓

※請求・免除・時効は、2020年施行の法改正で絶対効から外された。

◇ P87 「表の覚え方」下から5行目

「5. 上三段と下三段は別に考える。下三段は～」

を削除。

◇ P87 「いもづる知識」下から7行目

「③ それ以外は、ぜ～んぶ、知ってから1年。」

を削除。

◇ P87 「いもづる知識」

一番下に、次の文章を追加

6. 「契約内容不適合」においては、法改正により、修補請求(追完請求)も認められるようになった。

◇ P105 「一発合格その②」

以下の内容に、差し替え

1. 使用貸借は、当事者の一方がある物を引き渡すことを約し、相手方がその受け取った物について無償で使用及び収益をして、契約したときに返還する事を約することによって、その効力を生ずる。(条)
2. 使用貸借は、諾成契約である。
3. 貸主は、借主が借用物を受け取るまで、契約の解除をすることができる。ただし、書面による使用貸借については、この限りではない。
4. 当事者が使用貸借の期間を定めたときは、使用貸借は、その期間が満了することによって終了する。
5. 当事者が使用貸借の期間を定めなかった場合において、使用及び収益の目的を定めたときは、使用貸借は、借主がその目的に従い使用及び収益を終えることによって終了する。
6. 使用収益は、借主の死亡によって終了する。
7. 借主は、借用物を受け取った後にこれを付属させた物がある場合において、使用貸借が終了したときは、その付属させた物を収去する義務を負う。ただし、借用物から分離する事ができない物又は分離するのに過分の費用を要する物については、この限りではない。

◇ P107 「一発合格その③」下から 5 行目

「ただし、建物は、絶対に契約を解除できない。(判)」
を削除

◇ P107 「CHECK POINT」を削除

◇ P133 「いもづる知識」下から 10 行目

2. 遺留分減殺請求権は～

↓ 訂正

遺留分侵害請求権は～

3. 被相続人

↓ 訂正

3. 相続人

◇ P306 「一発合格その①」下から 13 行目

100 m²を超える特殊建築物

↓ 訂正

200 m²を超える特殊建築物

◇ P307 「はりきりゴロ合わせ」上から5行目

ひゃっこい特殊風呂

↓ 訂正

双子 の 特権!

フタゴ トッケン

②00 m²超 ②特殊建築物

◇ P323 用途規制の表 上から3行目

事務所 1,500 m²超 3,000 m²以下のもの 「田園住居」

○

↓ 訂正

×

◇ P406 「一発合格その②」

以下の文章に差し替え

1. 令和2年3月末の宅建取引業者は、125,638業者(令和元年度末は124,451業者)であり、1.0%増加。6年連続の増加となっている。
2. 令和2年3月末の宅建業者のうち、国土交通大臣免許は2,603業者(令和元年度は2,569業者)であり、1.3%増加。都道府県知事免許は123,035業者(令和元年度末は、121,882業者)であり、0.9%増加。
3. 令和2年3月末の宅建業者のうち、法人・個人別に業者数を見ると、法人は110,437業者(令和元年度末は110,437業者)から、1.5%の増加。一方、個人業者は110,437業者(令和元年度末は15,201業者)、2.7%の減少。

◇ P407 「一発合格その③」

以下の文章に差し替え

令和元年度(令和元年4月1日から令和2年3月31日)の新設住宅着工戸数は、一戸建て住宅が増加したが、

その他が減少した為、全体として減少となった。総戸数では、令和元年度の新設住宅着工戸数は

883,687戸(平成元年度は952,936戸)となり、昨年度の増加から減少となった。(前年度比で、

7.3%の減少)

- ① 持家・・・283,338(前年度比1.5%減、昨年度増加から再び減少)
- ② 貸家・・・334,509(前年度比14.2%減、3年連続の減少)
- ③ 分譲住宅・・・259,732(前年度比2.8%減、昨年度増加から再び減少)
- ④ マンション・・・111,615(前年度比6.7%減、昨年度増加から再び減少)
- ⑤ 一戸建て住宅・146,154(前年度比0.9%減、5年連続の増加)

◇ P407 「いもづる知識」上から3行目

以下の文章に差し替え

2. 令和2年の地価公示では、全国平均では、全用途平均が5年連続の上昇となり、上昇幅も4年連続で拡大し上昇基調を強めている。用途別では、住宅地は3年連続、商業地は5年連続、工業地は4年連続の上昇となり、いずれも上昇基調を強めている。

三大都市圏をみると、全用途平均・住宅地・商業地・工業地のいずれについても、各圏域で上昇が継続し、東京圏及び大阪圏では上昇基調を強めている。

◇ P407 「いもづる知識」下から9行目

以下の文章に差し替え

3. 令和元年度の新規登録件数の合計は4,594,532件(前年度比18減)で、月平均382,878件(前年度比18%減)が登録されている。

物件別では、売り物件の新規登録件数は1,693,283件、賃貸物件は2,901,249件だった。

令和元年度末時点の総登録件数は、753,042件(前年度比3.8%減)となった。売り物件の総登録件数は383,876件で、全体の

51.0%を閉めた。賃貸物件の総登録件数は369,166件となり、17年ぶりに売り物件が賃貸物件の件数を上回った。

◇ P433 「一発合格その②」

以下の文章に差し替え

平成 26 年 4 月 1 日から令和 2 年(2020 年)12 月 31 日までに居住した一般住宅の場合「13 年間適用あり」(年末のローン残高 4,000 万円以下の部分)

○ 「1 年～10 年まで」控除率・・・1%(合計 400 万円)

○ 「11 年～13 年まで」

以下の①②のうち、いずれか少ない方の金額が 3 年間に渡り所得税の税額等から控除される。

① 住宅ローン残高又は住宅の取得対価(上限 4,000 万円)のうちいずれか少ない方の金額の 1%

② 建物の取得価格(上限 4,000 万円)の 2%÷3

◇ P433 「一発合格その②」一番下の行
下に以下の文章を追加

(4) 借入金の償還期間が 10 年以上であること

◇ P440 登録免許税の表 右 2 行目

(R2. (2020)3.31 まで)

↓ 訂正

(R4. (2022)3.31 まで)

以上